

福島県 御中
大熊町 御中
双葉町 御中

中間貯蔵施設等に係る措置等について

平成 26 年 4 月 25 日

環 境 省
復 興 庁

中間貯蔵施設等に係る措置等について

中間貯蔵施設等に係る生活再建策・地域振興策等については、昨年 12 月 14 日の国からの要請時や、2 月 12 日の県からの申入れに対する 3 月 27 日の回答時に、国から考え方を示してきたところです。

今般、地元の関心が特に高い以下の 3 項目について、国の考えを改めて取りまとめました。今後、住民のニーズをお聞きして、更に具体的な内容を早期にお示しするため、速やかな住民説明会の開催についてご理解をいただきたく、要請します。

1. 中間貯蔵後 30 年以内の県外最終処分の法制化について

- 政府内の調整を早急に整え、速やかにどのような法律で、どのように法制化するかの方針について地元にお示しすることとします。
- その上で、法制化については、国として責任をもってしっかりと対応します。

2. 用地の取扱いについて

- 先祖伝来の土地に対する地元の思いに応え、また、最終処分場になってしまうのではないかと御懸念を踏まえ、賃貸借を含む様々な選択肢について、制度面や手続面など様々な角度から検討を進め、お示しします。

3. 生活再建策・地域振興策について

- 賠償や用地補償、既存の復興事業、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金等と相まって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために必要な事業を実施可能とするための極めて自由度の高い交付金を措置することとし、施設の建設受入の是非の判断時期までに、その規模を含め協議し、提示します。

これにより、地域が主体的にしっかりと生活再建・地域振興に取り組めるようにしてまいります。